

# 視聴覚教育時報

No.742 2024年 2月号

## contents

- ▽令和5年度 視聴覚・放送教育合同全国大会 生涯学習部会報告①セミナー
- ▽令和5年度 視聴覚・放送教育合同全国大会 生涯学習部会報告②実践発表
- ▽講師派遣事業 令和5年度 メディア研究特別講演会（新潟県）
- ▽えすけーぷ

---

▽令和5年度 視聴覚・放送教育合同全国大会 生涯学習部会報告①セミナー

---

### セミナー

テーマ「視聴覚教育関係者が知っておきたい  
著作権の最新動向」

講師：大和 淳（福岡教育大学教授）

司会：丸山裕輔（全視連副専門委員長・新潟  
県五泉市立愛宕小学校）

#### 1. 学校における様々な活動と著作権はどう 関わっているか？

学校では様々な教育活動があり、あらゆる教科の教育活動の中で著作権は直接間接に関わっている。書籍を読み聞かせる、合唱合奏、文化祭、合唱祭、学習発表会、音楽の授業で演奏する、子どもたち自身の調べ学習でホームページの情報を発表資料に掲載する、のも法的には著作物の利用。

教師が副教材を作る際に、記事やインターネットを通じて入手した資料などでプリント



大和 淳（福岡教育大学教授）

教材を作ることも著作物の複製にあたる。教育関係者だから、学校現場だから当然にできるのではなく、一定のルールに基づいて行われている演奏や複製が教育活動という公益性に照らして、著作者の権利が制限されていることを自覚する必要がある。

法改正で許諾が必要になったり、保証金が必要になったりしているのは、決して規制が厳しくなったわけではない。

## 2. 学校における著作権トラブルの事例

- 中学校の刊行物で著作権侵害：示談が成立。
- 中学のHP にイラスト無断掲載：賠償で合意、解決金 15 万円、18 万 7 千円賠償。
- 学校だよりのイラストで著作権侵害：約 12 万円の賠償金、11 万円賠償、12 万円支払う、権利者に解決金、54 万支払い。
- 「夏のイラスト フリー」で検索したのに著作権者から賠償請求（小学校だよりの HP 掲載）。
- 小学校の児童向け配布物でイラスト無断使用。

このようなトラブルがあると、教育委員会では学校現場における取り扱いを徹底するといったコメントが出るが、「使ってはいけない」ではなく、こうして使うとよいということが重要。

## 3. 著作権法を整理する

- 著作物の定義：思想または感情を創作的に表現したもの、文芸、学術、美術、また音楽の範囲に属するものなどが条文で定義されているが、経済的な価値や学術的な価値、芸術的な価値が必要だとはされていない。子どもの作品も著作物。
- 著作者：著作物の作者。
- 著作者の権利：著作権（人格権と財産権）はその著作物の利用行為を支配することができる。
- 著作物の利用：著作者との間で利用に関する契約を結ぶ。
- 財産権の例外：一定の条件を満たした特別な利用の場合には、契約を結ばなくてよい。言い換えれば、無断で著作物を利用しても構わない。教育活動事業の過程における複製やオンライン授業に伴う利用、つまり学校での利用がこれにあたる。

例外規定というのは教員にとって必須の知識ではないけれども、知っておくと便利な規

定。だが、GIGA スクールや ICT 活用教育を考えると、例外規定だけで教育活動を完結させるのは無理。

## 4. 生成 AI 利用に関する暫定的ガイドラインから

7 月に出た「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」でも著作権について触れていて、コンクールへの応募は不正行為であるとか、子ども自身が思考力、判断力、表現力を発揮するような学習活動をしていない場合、著作権侵害もありうるなどが書かれている。

子どもの創作活動、思考力、判断力、表現力の育成に向けて ChatGPT を有効に使うことは必要だが、そのアウトプットを丸パクリしてはだめだということはこれからも変わらない。

## 5. 生徒指導提要から

学校現場で使われている生徒指導提要が令和 4 年に改訂され、その中で著作権についても書かれている。著作権法違反や薬物情報に関して迷わず警察等の専門家に早急な対応を求めるとある。しかし、多くの著作権侵害は民事で解決するのがほとんど。まずは先方に詫言を入れるのが先ではないか。

## 6. 著作物を利用するいくつかの方法

- 権利の目的とならない（権利を付与して保護する必要がない）著作物を利用する。
- 保護期間が満了した著作物を利用する。
- 著作権者の許諾を得て利用する（これが王道）。
- 著作権者と連絡を取って個別に許諾を得る。
- 著作権等管理事業者から許諾を得る。あらかじめ著作権者の意思が表示されている著作物を、その条件の範囲で利用する。
- 著作権を譲り受けて（自らが著作権者とな

って) 利用する。

・文化庁長官の利用の裁定を受けて利用する。

<例外規定として>

・著作物を制限する例外規定が適用される場合に、その条件の範囲で利用する。

## 7. クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

民間の利用ルールとしてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスがあり、この制度を理解して使うと良い。文化庁の自由利用マークも同様。個々の事業者自身が意思表示をしているケースも多いので、よく読んで利用することが必要。

## 8. 著作権の集中管理

音楽のように権利者も利用者が多い場合は、著作権等管理事業者が権利の管理を受託して利用の受付をしている。民間の事業者と契約をしていくという発想もこれからの教育関係者には必要。

## 9. 著作物利用のためのフローチャート

順に確認し、No ならば許諾の必要はない。

- ・利用しようとするのは著作物か？
- ・保護を受ける著作物であるか？
- ・保護期間が満了していないか？
- ・権利の働く利用方法か？
- ・権利の制限規定の要件を満たさない利用方法か？

ここまで全て Yes ならば、著作権者等の許諾を得る必要がある。

## 10. 平成 30 年の著作権法改正

例えば教科書に関連して新聞記事を利用しようとする場合、コピー、配布、遠隔授業で遠隔地の児童生徒に見せる、記事をインターネットを通じて見せる、ことについて許諾が必要とされた。しかし、例外規定も設けられており、フローチャート化すると以下のよう

になる。

順に確認し、No ならば許諾が必要になる。

- ・公表された著作物か？
- ・コピーや送信の主体・提供先は「担当教員・学生」か？
- ・「授業」での利用か？
- ・授業で「必要な範囲」のコピー・送信か？
- ・そのコピーや送信が権利者の利益を不当に害しないか？

ここまで全て Yes ならば、例えば、プリントの作成・配布、リアルタイム遠隔授業での提示・送受信、公衆送信を受信した公の伝達は無許諾・無償で利用でき、スタジオ型遠隔授業、オンデマンド型遠隔授業、メールによる教材の送信は無許諾・有償での利用となる。

このような仕組みの運用について、サートラスという団体が保証金を受け取る団体だが、保証金制度や 35 条の解釈の協議を行っている。

## 11. 改正著作権法第 35 条運用方針

サートラスの HP に 35 条運用指針があり、主観で必要性を判断するのではなく客観的に説明できるようにする、著作権者の利益を不当に害することにならないように十分留意するなどの指針が示されている。

## 12. 著作物利用の意識を変えていく

教育関係者の著作権に関する意識を「規制から活用」へと変えていかないと今後の議論が進まない。拡張的な誤解や制限的な誤解を超えて、他人の物を使う際には必要な手続きをするという意識をもって利用するということが重要。

知的財産という目に見えない権利を子どもたちにも理解できるように、作者や作品の価値を認め、尊重するという意識を持つことが求められる。

-----  
**実践発表**

**テーマ「自作教材のデジタル」**  
-----

発表者：間宮智也（仙台市教育局）  
          中鉢裕幸（東映(株)教育映像部）  
講師・司会：丸山 裕輔（全視連盟副専門委員  
                  長・新潟県五泉市立愛宕小学校）

**1. 「本市における自作視聴覚教材制作の  
          取り組みとデジタル化について」**

**発表者：間宮 智也**

仙台市教育局では、視聴覚メディアを活用した学習を支援するため、地域映像教材ソフト開発事業として、地域映像教材の制作委託および自作視聴覚教材審査会に取り組んでいる。また、制作された作品は「せんだいメディアテーク」のホームページで視聴および活用することができるようになっている。

**①せんだいメディアテーク**



メディアを活用した生涯学習活動及び文化活動に係る情報・資料の収集、調査研究及び普及啓発を行う施設として平成13年に開館した。個人向けや視聴覚障害者向けの各種メディアライブラリーとして、市民に対する総合的なメディアを活用した情報を提供すると

ともに、仙台視聴覚教材センターの教材及び業務を引き継ぎ、視聴覚教材の提供サービスに取り組んでいる。

**②自作視聴覚教材制作の取り組み**

仙台市教育局では、視聴覚メディアを活用した学習を支援するため、学校教育・社会教育において広く利用することを目的に、地域の身近な素材を基にした映像ソフトの制作委託を行っている。制作された作品は、仙台市自作視聴覚教材審査会での審査を受け、高い評価を得た作品を、全国自作視聴覚教材コンクールへ推薦している。

**(1)仙台市小学校教育研究会視聴覚教育研究部会教材制作委員会への委託**

昭和59年度から委託し、作品は産業や自然、歴史、踊りや祭りなど多岐にわたり、児童の地域学習への理解が深まる教材となるとともに教員ならではの視点を持って取り組んでもらっている。

**(2)制作グループを公募し委託**

昭和60年度から自主制作グループを公募し委託している。市内各地域の歴史や文化をテーマに取り上げた作品が多く、視聴する側にとって、地域の魅力を再発見し、愛着を持つことにつながる内容となっている。

**③自作教材のデジタル化**

**(1)教材映像アーカイブによる配信**

「せんだい教材映像アーカイブ」は、学校教育や社会教育に活用することをねらいとして、教員や個人・グループが制作した映像資料をオンラインでも見られるようになっている。仙台市自作視聴覚教材審査会で入賞した作品を中心に公開しており、昭和59年から令和4年までの間に制作された作品240本が視聴可能となっている。

## (2)一人一台端末における利用機会の提供

GIGA スクール構想の一環として、仙台市立学校の児童生徒に Chromebook が配布された。児童生徒が利用する学習 e ポータル「まなびポケット」のホーム画面に「せんだい教材映像アーカイブ」のアイコンを表示させるよう、全校にブックマーク設定を依頼している。児童生徒の学びのニーズに合わせて、いつでもアクセスすることができる。

## 2. 「自作教材のデータ化についての著作権」

発表者：中鉢 裕幸

自作教材をデータ化するにあたってのポイントは5つある。

### ポイント①「その教材は著作物か？」

著作物とは・・・○思想又は感情を ○創作的



に ○表現したものであって ○文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するもの。  
著作物ではないもの・・・○データや事実 ○ありふれた表現 ○単なるアイデア ○実用品など。

### ポイント② 教材の著作権者は誰か1（財産権）

◎著作者とは・・・実際に手を動かして汗をかいた人のことで、お金を出したり指示をしたりアイデアを出しただけの人ではない。  
◎映画の著作物の著作者・・・制作、監督、演出、撮影、美術などを担当し全体的形成に創作的に寄与した人。

◎映画の著作物の著作者・・・著作者が、当該映画の制作に参加することを約束しているときは、映画製作者に帰属。

◎映画製作者・・・映画の著作物の製作に発意と責任を有する者。

◎自作教材の場合、視聴覚ライブラリーや学校は映画製作者であり、著作権者と考えられる。

### ポイント③ 教材の著作権者は誰か2（人格権）

◎著作権は著作権（財産権）と著作人格権がある。

◎著作権（財産権）は移転可能だが、人格権は移転できない。

◎人格権は著作者＝（制作、監督、演出、撮影、美術などを担当し全体的形成に創作的に寄与した人）の元にいつまでも残っている。

◎人格権は次の3つ

「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」

◎自作教材のデータ化の場合、人格権に注意！

### ポイント④ 借り物素材

◎教材を作るときに他の著作物を利用した場合、その権利処理が必要。

●脚本・・・すべての映画は脚本の二次著作物なので権利処理が必要。

●原作・・・原作がある場合は権利処理が必要。

●音楽、資料映像・・・元教材を作るときに、どこまで契約しているか。

### ポイント⑤ 映っている人の権利

◎演じている人（著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法で演じる）・・・「ワンチャンス主義」適用により、データ化時の許諾不要。

◎スポーツ選手、インタビューなど・・・「ワンチャンス主義」適用されないため、改めて許可撮りが必要。

◎肖像権について・・・肖像権は法律上の条文がなく、判例によって判断する。肖像権が認められるのは、「パブリシティ権」タレントなど、商業的価値のある肖像、「プライバシー権」公開されることで著しく精神的な苦痛を生じる場合。

⇒元の映像教材を作った時にクリアしているのであれば、改めて許可撮りなどの必要はない。

### 3. 講師によるまとめ

講師：丸山 裕輔

- ①映像の力を再考する機会となった。
- ②映像を楽しむ映像を残すモデル事例から様々な取り組みを学べた。
- ③デジタル映像の状況を把握する必要がある。
- ④ネットワークづくりの必要性を考慮する、作る、使う、発信する（オンライン利用）。
- ⑤教材活用の情報交換を進める。  
学校教育、社会教育、フォーマル・インフォーマル、マス・パーソナルコミュニケーション。
- ⑥オンラインのメリットを生かす。  
課題解決に向けた知識、知恵の交流。

---

## ▽講師派遣事業 令和5年度 メディア研究特別講演会（新潟県）

令和5年度の全視連の講師派遣事業を活用して、「これからの視聴覚教育 ～オンライン講座に必要な権利の知識～」をテーマに岐阜女子大学特別客員教授の坂井知志氏の講演が標記研修会において実施されました。

### 1. 主催 新潟県立生涯学習推進センター

### 2. 趣旨

情報化の進展や、生涯学習の推進を目指し、ICTを活用して県民の生涯学習活動を支援する担当者・指導者を育成する。県民の学習機会を提供する。

### 3. 日時 令和5年11月12日（水）13:30～16:30

### 4. 会場 新潟県立生涯学習推進センター2階大研修室

### 5. 参加者

27名（学校6名、公民館6名、各種団体8名、県民3名、センター職員4名）



6. 講師 坂井知志氏（岐阜女子大学特別客員教授）

### 7. 講演テーマ

「これからの視聴覚教育 ～オンライン講座に必要な権利の知識～」

### 8. 講演内容の要旨

前半は、日常生活で疑問に思っていることや提供された資料から聞きたいことについて意見を交換する、受講者同士のグループトークを行った。「音楽や画像の使用による著作権問題」「子どもたちに生成AIをどこまで使用させるか」など、様々な問題や疑問が出され

た。

後半、前半に出された問題を坂井先生に答えさせていただきながら、演題であるオンライン講座に必要な権利の知識についてご教授いただいた。生成AIの使用は、「いつの間にか誰かの著作権を侵害してしまっていること」「データ元の確認や保険の加入は慎重に」など、使用方法の留意点について話された。また、使用する媒体は、国内法、ベルム条約、デジタル庁、コモンズライセンス、サートラスなどによる確認を行う必要があること、スキルと制度の講座が必要であること、文化庁著作権テキストを参考にすると良いことなど、受講者の職種に合った内容をご指導していただいた。最後に、オンラインや生成AIは、未来をイメージしながら使用することで、人の生活が便利になっていく、と話されて閉演となった。

## 9.成果（参加者の記述より）

- 著作権や生成AIについて学ぶことができ、ありがたかったです。特に著作権は、学校現場で学ぶ機会が少ない（個人的な印象）ので、そこに携わる方のお話が聞けてよかったです。
- 情報交換のあと講師の話を聴くスタイルは初めてでしたが、新鮮で面白かったです。参加会場の関係があるので、ブレイクアウトルームの時間があることは予め教えていただくと助かります。ありがとうございました。
- 学校での情報モラル教育の重要性を、改めて感じる貴重な機会となりました。自分自身のスキルアップのため、

そして学校教職員のために、これからも著作権をさらに学んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

- 今回の会だけかと思いますが、1点だけ改善を望みます。開始早々「ブレイクアウトルーム」に分かれたことに対して、グループ内から戸惑いの声が上がりました。「①資料を読む時間の設定」後、「②協議」に移りました。事前の案内・要項の中で、「資料に目を通しておくこと」や「講義の前に、現場からの課題・本日の話題に対する疑問等の表出のため、グループに分かれる」等のアナウンスがあるとより良かったのかなと感じました。または「①講師より『概要説明』」、「②別の方からの『話題提供』」していただき、「『グループワーク』→『講師の詳細な講義』へ」などの流れでも良かったかと思っております。それでも本日の会でのグループ協議は、様々な職種の方と同じ話題を通してお話ができる貴重な機会となり、大変有意義でした。本日は研修会を開催してくださり、誠にありがとうございました。
- 本日の研修ありがとうございました。有効なサイトをおしえていただきましたので活用したいと思っております。資料2の1ページ目が見付からないので、できましたらメール等で提供いただきたいと思います。
- インターネット環境が充実するともっと活用する機会が増えると思っております。講座内容は非常に興味深く今後の活動がグレードアップできそうです。ありがとうございました。



2007年1月9日にスティーブ・ジョブズが「Macworld Conference & Expo 2007」のステージ上で「本日、アップルが電話を再発明します。」という言葉でiPhoneを発表した時から17年経ちました。その間、私たちの生活にスマホは欠かせない道具となっています。

電話はもちろんのこと、メール、SNSといったコミュニケーションツールとして、音楽プレーヤーとして、動画視聴ツールとして、Web検索ツールとして、情報整理ツールとして、読書ツールとして、ネットショッピング、キャッシュレス決済のツールとしてなど多様な使われ方をしています。

今や電車に乗っていても、多くの人がスマホの画面を見ており、駅の改札から出てくる人の中でも随分多くの人が歩きながらスマホを見る「ながらスマホ」で危険を感じるほどです。

そんなスマホが当然のような時代ですが、アメリカの若い世代の間で「Dumb Phone」が人気になっているそうです。「dumb」とは「バカ」とか「アホ」という意味ですが、「Dumb Phone」とは、電話やメッセージ、アラーム、カレンダーなど機能が限定的な携帯電話のことを指すそうです。いわゆる「ガラケー」と違うのは、若者から見ると古臭いデザインの「ガラケー」とは違う「スマホ」のようなデザインになっています。

「Dumb Phone」の一つである「Light Phone II」のホームページ

(<https://www.thelightphone.com/>)を見ると、シンプルなデザインで、機能もアラーム、電卓、道案内、音楽プレーヤー、メモ/音声メモ、カレンダー、ポッドキャストツールと限定されていました。

「Dumb Phone」人気の背景には、スマホ中毒からの脱却、プライバシー侵害への懸念、さらにはノスタルジーということが挙げられています。

このノスタルジーという面では、アナログレコードの人気復活やカセットテープの再評価といった動きにも注目したいところです。先日、新宿の大手レコードチェーン店を訪れた時にも、アナログレコードのコーナーが以前より拡大していることに驚きましたし、カセットテープはテープの音をデジタル化できるプレーヤーも発売されて人気のようです。

かつては盛んに使われていたにもかかわらず、新しい技術の登場で使われなくなってきた媒体の一つに16ミリ映画があります。今年度の全視連のZoomによる交流会でも16ミリをテーマに取り上げたところ、多くの参加者があり、活発に意見交流や質疑などが行われました。まだまだ16ミリフィルムを活用したいというライブラリアンが多くいることがわかります。

このノスタルジーというキーワードをうまく活用して、廃棄されつつある16ミリフィルムをうまく活用することはできないか、そんなことを考えている今日この頃です。(T. M)

-----  
全国視聴覚教育連盟

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-10-11 虎ノ門 PF ビル

TEL : 03-3431-2186 / Fax : 03-3431-2192

H P : <http://www.zenshi.jp/>

Mail : [info@zenshi.jp](mailto:info@zenshi.jp)  
-----

# 東映 教育ソフト Line-up!

## 中学校道徳・人権啓発

### 障害のある人の気持ち 私たちの一歩

中学生たちに車いすに乗ってもらい、車いすでの生活にはどのような困難や危険があるのか体験します。また、パラスリートの方へのインタビューから、どんな手助けが必要とされているのか、私たちに何ができるのか考えていきます。(約18分)



字幕・副音声版付き 学校特別価格 77,000円(税込) 38,500円(税込)

### 国際理解・国際貢献を考える ～台湾との絆～

東日本大震災での支援や、新型コロナウイルスへの対策など、日本と台湾は困った時に協力し合ってきました。このような日本と台湾の絆を関係者のインタビューを交えて紹介し、国際理解・国際貢献について考えていきます。(約14分)



字幕版付き 学校特別価格 77,000円(税込) 38,500円(税込)

## 小学校道徳・特別活動

### ええことするのは、ええもんや!

主人公マナブの行動や心の葛藤を通して、何のために「ええこと」をするのか? ボランティアの本質について子供たちに考えるきっかけを与えるアニメーション作品です。(約14分)



原作「ええことするのは、ええもんや!」(えほんの杜刊)  
作:くすのきしげのり 絵:福田岩緒

字幕版付き 学校特別価格 77,000円(税込) 38,500円(税込)

## 道徳・平和教育

### お父さんへの千羽鶴

ともえちゃんのお父さんは特攻隊員でした。千羽鶴に託された家族の祈りと、二度と帰れぬお父さんの想い。愛する家族と国を守るために亡くなったお父さんの姿から、平和の尊さ、家族の絆の大切さを子供たちに伝えます。(約14分)



原作 ときたひろし「お父さんへの千羽鶴」(展転社)

字幕版付き 学校特別価格 77,000円(税込) 38,500円(税込)

## いじめ防止教材ドラマ

### いじめ ～それぞれの想い それぞれの言い分～

この教材では、一見非があるように見えるいじめ被害者の事情、正義感がいじめに発展するまでに至った加害者の気持ち、板挟みになる傍観者の心理など、様々な立場にいる生徒を多角的に描くことで、相手の見えない事情を想像することの大切さを提起します。また「晒し」や「ステメいじめ」といった、現代特有のSNS上のいじめについても注意喚起をしています。(約23分)



令和5年度教育映像祭 優秀作品賞受賞

字幕版付き 学校特別価格 77,000円(税込) 38,500円(税込)

お問い合わせ・チラシ請求は

TEL 03(3535)3631 FAX 03(3535)3632



<https://www.toei.co.jp/edu/>

←予告欄はこちら



東映株式会社 教育映像部

〒104-8108 東京都中央区銀座3-2-17

<http://www.toei.co.jp/edu/>